

唐津市監査委員公告

財政援助団体等における監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査（公益財団法人唐津市文化事業団）の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年6月23日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 井 上 成 明

財政援助団体等監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和8年2月13日～令和8年3月27日

公益財団法人唐津市文化事業団

【公益財団法人唐津市文化事業団】

(1) 領収証の記載不備について〔指摘事項〕

令和 6 年度において事務局及び各施設が備えていた領収証（控）を確認したところ、宛名、発行者情報の記載のない領収証が多数見受けられた。

領収証は、金銭のやり取りに関する証憑であり、取引の事実や正当性を証明するものであるため、取扱金額は高額ではないものの、統一した適正な処理をされたい。

（講じた措置）

各施設関係職員へ領収証の記入方法（見本）を提示し、宛名、担当者名を必ず記入し、館長、事務局長の確認を行っていくこととした。

また、使用済みの領収証は、市に準じ発行枚数、書損枚数、金額の合計を記入することとし、現にある使用済みの領収証についても、同様の処理を行い、事務局長、館長において確認を行った。

(2) 備品台帳の整理不備について〔指摘事項〕

唐津市文化事業団経理規程第 39 条に「会計責任者は、物品台帳を備え、常に物品の供用及び在庫の状況を明らかにしておかなければならない。」とあり、実際には備品台帳の名称で管理されているが、その中には、既に指定管理期間が終了した「唐津城」、「古代の森会館」及び「歴史民俗資料館」を供用先としたままの備品が多数見受けられた。

また、令和 6 年度中に 4 件の廃棄届が提出されていたが、台帳には処分日を記載したのみで処理顛末欄は空欄であった。

規程に沿った適切な物品の管理を行われたい。

（講じた措置）

指定管理契約期間が終了した施設（唐津城、古代の森会館、歴史民俗資料館）の備品については追跡調査を行い、保管場所の変更もしくは廃棄処理をするとともに本事業団の備品台帳の整理を行った。